平成２６年（フ）第２１４号
北海道石狩市花畔３条１丁目260番地　フローレンス７―201号
債務者　鈴木由香里
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２８号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目２番36―102号
債務者　三浦　　聡
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２９号
札幌市西区山の手３条７丁目１番30号
債務者　佐藤　芳一
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３４号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目５番75―321号
債務者　小野寺洋子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３５号
札幌市東区北16条東13丁目１番16号　モーニング16―102号
債務者　古谷　和也
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４０号
札幌市東区北35条東６丁目２番16―103号
債務者　山下　和美
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５９号
札幌市西区八軒８条東１丁目１番18―413号
債務者　土本　恵美（旧姓中野渡・成田）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６５号
札幌市厚別区青葉町３丁目２番２―303号
債務者　吉川　恵子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８３号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番10―405号
債務者　寺崎　信裕
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１０号
札幌市東区東苗穂２条１丁目３番５―101号
債務者　佐々木春美
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１２号
北海道石狩市花川南７条５丁目２番地　医療法人喬成会花川病院内、住民票上の住所北海道石狩市花川南５条４丁目52番地　光コーポ201号
債務者　加藤　　茂
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８０号
札幌市中央区南７条西12丁目３番25―107号
債務者　高橋　宏二
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８号
盛岡市上田４丁目11番10―202号、旧住所岩手県八幡平市大更第21地割74番地11
債務者　中村　洋生
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１５号
福島県南会津郡南会津町丹藤字前川原667番地１、前住所福島県会津若松市宮町10番36号東亜千石マンション603
債務者　室井みゆき
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1743番地１　キャッスルエミコ206
債務者　近藤　龍太（旧姓日下・植竹）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２８号
群馬県太田市高林北町1941番地５　雇傭団地４―109号
債務者　河田ジェネット　ガルシア
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第６９号
埼玉県草加市谷塚上町324番地
債務者　岡部　哲也
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係